

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福島県知事 佐藤 雄平

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県財務規則の一部を改正する規則

告 示

○競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件

○土地改良区の定款の変更を認可した件

○競争入札の方法により林産物の売

払いの契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件

○保安林等の皆伐面積の限度を公表する件

○道路の区域を変更する件二件

○道路の供用を開始する件

○道路の区域を変更した旨届出があった件

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件

○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件

○蚕業技術員資格試験を実施する件

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件

○肥料の検査の結果の概要を公表する件

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月一日

福島県規則第二号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
第二百四十五条第二項を削る。

第二百四十六条第一項中「契約権者」の下に「(県北地方特定入札事務に係る場合にあっては出納局長、その他地方特定入札事務に係る場合にあっては地方振興局長。以下この項、次条、第二百五十七条、第二百五十九条、第二百六十二条、第二百六十三条、第二百七十四条の二第一項及び第二項、第二百七十四条の七第二項、第二項及び第四項、第二百七十四条の八、第二百七十四条の十、第二百七十四条の十二並びに第二百九十三条において同じ。)」を、「入札期日」の下に「(電子入札(所要の事項を入札者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させること(以下「電子入札記録」という。))により行う入札をいう。以下同じ。))」にあつては、入札期間の末日)を加え、同条第二項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 電子入札又は郵便のみによる入札を行おうとするときは、その旨

第二百四十六条第二項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 入札執行及び開札の場所及び日時(電子入札にあつては、電子入札記録をすることができる期間並びに開札の場所及び日時)

第二百四十七条第一項中「徴し」の下に「(電子入札にあつては、契約権者が定める事項を入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ)を加える。

第二百五十七条中「入札書」を、「入札書」に、「を提出させなければならない」を「の提出(電子入札にあつては、同項の規定による公告に示した期間内に一件ごとに契約権者が定める事項を入札者の使用に係る電子計算機から入力させ、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録)をさせなければならない」に改め、同条後段中「入札者」の下に「電子入札又は」を加える。

第二百六十四条第三項を削る。

第二百六十五条第二項中「通知しなければ」を「通知し、又は同項各号に規定する事項を契約権者の使用に係る電子計算機から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければ」に改める。

第二百六十九条第一項中「徴さなければ」を「徴し、又はなるべく二人以上の者に契約権者が定める事項を当該者の使用に係る電子計算機から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録さ

せなければ」に改め、同条第二項中「徴さない」の下に「、又は当該ファイルに記録させない」を加える。

別表第四の八の項中「見積書」の下に「(第二百六十九条第一項に規定するファイルに記録された事項を印字したものを含む。以下この表において同じ。)」を、「入札書」の下に「(第二百五十七条に規定するファイルに記録された事項を印字したものを含む。以下この表において同じ。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(財務領域入札改革グループ)

告 示

福島県告示第六十九号

競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(昭和四十二年福島県告示第五十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

第七を削る。

(財務領域入札改革グループ)

福島県告示第七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十年二月一日から同年六月二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヨークタウン片平 郡山市中ノ目一丁目十六番地ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ヨークベニマル
 代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 郡山市朝日二丁目十八番二号
 名称 東日本ダイワ株式会社

代表者の氏名 代表取締役 安藤 元二
 住所 郡山市朝日三丁目六番三号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 名称 株式会社ヨークベニマル
 代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 郡山市朝日二丁目十八番二号
 名称 株式会社ツルハ

代表者の氏名 代表取締役 鶴羽 樹
 住所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号

名称 株式会社大創産業
 代表者の氏名 代表取締役 矢野 博文

住所 福島県東福島市西条吉行東一丁目四番十四号
 平成二十年九月十九日

三 大規模小売店舗の新設をする日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 三千五百四十九平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 二百八十三台

2 駐輪場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 百五十台

3 荷さばき施設の位置及び面積
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 百八十三平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 容量 二十三立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (一) 開店時刻 午前九時(株式会社大創産業にあつては午前十時)
 (二) 閉店時刻 午後十一時(株式会社大創産業にあつては午後九時)

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (一) 数 六か所
 (二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

七 午前六時から午後八時三十分まで
届出年月日
平成二十年一月十八日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年二月一日から同年六月二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

岡小名ショッピングセンター いわき市小名浜岡小名字岸前五三十一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 日本化成株式会社

代表取締役 一万田 道敏

(変更後) 日本化成株式会社

代表取締役 松永 正大

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社カインズ

代表取締役 土屋 嘉雄

(変更後) 株式会社カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成十七年六月二十九日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成十四年四月十五日

四 届出年月日

平成二十年一月二十一日

五 届出をした者

日本化成株式会社

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年二月一日から同年三月三日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島駅西口ショッピングセンター 福島市公事田六十七ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年二月一日から同年三月三日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び郡山市商工労働部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

JR郡山市民市場 郡山市燧田百九十五番地

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津北部土地改良区から平成二十年一月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。

平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第七十五号

競争入札の方法により林産物の売払いの契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(平成十九年福島県告示第八百七十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十年二月一日

第六を削る。

(森林林業領域森林整備グループ)

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第七十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成二十年度皆伐面積の限度(単位 ヘクタール)

同一の単位とされる保安林等の名称

皆伐面積の限度

宇多川水源かん養保安林

八四・九四

宇多川土砂流出防備保安林

三八・三四

宇多川干害防備保安林

〇・四八

新田川水源かん養保安林

二七五・二二

新田川土砂流出防備保安林

一〇八・三一

新田川干害防備保安林

五・〇〇

請戸川水源かん養保安林

二七二・四八

請戸川土砂流出防備保安林

一二五・三六

請戸川干害防備保安林

〇・〇四

木戸川水源かん養保安林

四・二二

木戸川土砂流出防備保安林

三三五・一二

木戸川防風保安林

九三・八六

夏井川下流水源かん養保安林

一・七六

夏井川下流土砂流出防備保安林

四七一・七七

夏井川下流干害防備保安林

一三〇・〇七

鮫川下流水源かん養保安林

八・五四

鮫川下流土砂流出防備保安林

二八六・五〇

福島北東地区水源かん養保安林

二九・五〇

福島北東地区土砂流出防備保安林

三九八・八九

福島北東地区干害防備保安林

一五〇・九三

福島南西地区水源かん養保安林

〇・九二

福島南西地区土砂流出防備保安林

一八三・二三

郡山地区水源かん養保安林

三八・六三

郡山地区土砂流出防備保安林

五八二・八六

郡山地区干害防備保安林

二六・二四

郡山地区干害防備保安林

五・三三

郡山地区土砂流出防備保安林

〇・一二

夏井川上流水源かん養保安林

二三・五七

夏井川上流土砂流出防備保安林

七・七八

夏井川上流干害防備保安林

二・九四

阿武隈川上流水源かん養保安林

三六一・八六

阿武隈川上流土砂流出防備保安林

三五・九四

石川地区水源かん養保安林

〇・七二

石川地区土砂流出防備保安林

一・二四

石川地区干害防備保安林

一・五八

鮫川上流水源かん養保安林

五・七一

鮫川上流土砂流出防備保安林

一五・三〇

鮫川上流干害防備保安林

三・二〇

久慈川水源かん養保安林

一六五・〇四

久慈川土砂流出防備保安林

九〇・六七

久慈川干害防備保安林

〇・四四

猪苗代地区水源かん養保安林

三五三・四四

猪苗代地区土砂流出防備保安林

八二・九二

松原地区水源かん養保安林

二六二・八〇

松原地区土砂流出防備保安林

〇・五四

濁川水源かん養保安林

五三六・二一

濁川土砂流出防備保安林

四三・七四

濁川干害防備保安林

〇・六二

阿賀川下流水源かん養保安林

二三四・〇〇

阿賀川下流土砂流出防備保安林

九四・九七

阿賀川下流干害防備保安林

五・九〇

阿賀川中流水源かん養保安林

七三四・四三

阿賀川中流土砂流出防備保安林

一〇八・八六

阿賀川中流防風保安林

〇・〇四

阿賀川中流干害防備保安林

一・一六

只見川下流水源かん養保安林

五七七・八三

只見川下流土砂流出防備保安林

一二七・七六

只見川下流干害防備保安林

一・一八

阿賀川上流水源かん養保安林

一、〇六七・一四

阿賀川上流土砂流出防備保安林

五〇四・七一

只見川上流水源かん養保安林

一、五五〇・六六

只見川上流土砂流出防備保安林

二四七・二五

只見川上流干害防備保安林

五・七六

浜通り地区保健保安林

二九・四二

中通り地区保健保安林
会津地区保健保安林

六・七〇
九八・八八
(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路
企画グループ及び福島県北建設事務所で平成二十年二月一日から二週間一般の縦覧に
供する。

平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	伊達市月舘町布川字平 七番二地先から 同 市月舘町布川字平 一七番三地先まで	変更前 変更後	五・二〇 五・八	七〇・七
			五・二〇 一四・〇	七〇・七

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路
企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年二月一日から二週間一般の縦
覧に供する。

平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番一 地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番一	変更前 変更後	八・〇〇 六二・〇	一四六・〇
			一六・〇〇	一四六・〇

地先まで

六六・〇〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県
会津若松建設事務所で平成二十年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四〇一号	大沼郡会津美里町松坂字博士沢丁六二五番一 地先から 同 郡同 町松坂字博士沢丁六二五番一 地先まで	平成二〇年 二月一日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八十号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道に
ついて道路の区域を変更した旨、平成十九年十一月十九日付で東北地方整備局長から次
のとおり通知があった。その関係図面は、東北地方整備局、同局福島河川国道事務所及
び福島県土木部道路領域道路企画グループで平成二十年二月一日から二週間一般の縦覧
に供する。

平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国 道一一 五号	相馬市大字山 上字間之次郎 一三〇番一 地先から 同 市大字東	変更前 変更後	A 八・八〇 四六・八	一三、〇二八・〇	上記A、 B及びC は、関係 図面に表 示する敷
			A 八・八〇 四六・八	一三、〇二八・〇	
			B 二一三・八〇	六、六八四・〇	

玉野字落合九 番三地先まで	一九九・〇 一三・八 七八・九	地の区分 をいう。
------------------	-----------------------	--------------

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第六十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年一月十六日
- 二 名称
特定非営利活動法人まごころケアサービス二本松センター
- 三 代表者の氏名
西間木 俊一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県二本松市根崎一丁目九番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、二本松市及びその周辺の住民に対して、小規模多機能ホームのサービス事業を提供することによって、福祉の増進を図ることを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第六十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
医療法人むつ	郡山市亀田一―五―一	医療法人むつ	福島県郡山市大槻町字	平成二〇年二月一日	居宅介護 重度訪問	身体障害者 知的障害者

き会へ ルパー ステー ション まごこ ろ	一一二	き会	蝦夷垣六九 一	介護	障害児 精神障害者
--------------------------------------	-----	----	------------	----	--------------

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第六十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
調剤薬局ゼネ ファーム千石 店	会津若松市花畑 東三―三〇	平成二〇年 二月一日	育成医療 更生医療	調剤	
コスモ調剤薬 局南中央店	福島市南中央一 ―六五―一〇	同	同	同	
コスモ調剤薬 局わたり店	同 市渡利字櫛 町七―一四	同	同	同	
コスモ調剤薬 局成川店	同 市下鳥渡字 八幡塚四〇―二	同	同	同	
げんじろう調 剤薬局泉店	同 市泉字式斗 蒔一八―一六	同	同	同	
コスモ調剤薬 局八幡店	同 市吉倉字八 幡四九―二	同	同	同	

コスモ調剤薬局 小野新町店	コスモ調剤薬局 古殿町店	コスモ調剤薬局 須賀川大町店	コスモ調剤薬局 玉川店	コスモ調剤薬局 牡丹台店	コスモ調剤薬局 須賀川駅前店	コスモ調剤薬局 本宮南店	コスモ調剤薬局 瓦町店	げんじろう調剤薬局 梁川店	コスモ調剤薬局 伊達町店	コスモ調剤薬局 伊達市保原町字 栄町八一―五
田村郡小野町大字 谷津作字 馬場一七―一	石川郡古殿町大字 松川字 林一四―三	須賀川市大町二八四	石川郡玉川村大字 川辺字 二ノ鳥居 三四―一	同 市大字前田川字 宮の前二五―一三	須賀川市中宿三〇	本宮市荒井字 東学壇 一一―五	伊達郡川俣町字 瓦町 四九―一	同 市梁川町西土橋 一一八―一二	同 市片町三八―二	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

クオール薬局 福島店	訪問看護ステーション 二本松	コスモ調剤薬局 二見町店	コスモ調剤薬局 南矢野目店	コスモ調剤薬局 吉倉店	コスモ調剤薬局 南郷店	コスモ調剤薬局 喜多方店	コスモ調剤薬局 材木町店	コスモ調剤薬局 米代店	コスモ調剤薬局 西栄町店	げんじろう調剤薬局 船引店
福島市荒井北三 一一―三六	二本松市成田町 一一五―五三	南相馬市原町区 二見町 一―四六	同 市南矢野目字 荒屋敷 五三―一一	福島市吉倉字 吉田 七〇―四	南会津郡南会津町 片貝字 根小屋 向 二二	喜多方市字 北町上 一	同 市材木町 二―四―一二	同 市米代 一―六―二九	会津若松市西栄町 一〇―一〇	田村市船引町 船引字 源次郎 一二五―三七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
調剤	訪問看護	同	同	同	同	同	同	同	同	同

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第六十三号

福島県蚕業技術員登録条例(昭和三十三年福島県条例第六十五号)第三条の規定により、平成十九年度福島県蚕業技術員資格試験を次のとおり実施する。
平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 試験期日 平成二十年三月十九日(水) 午前九時三十分から正午まで

二 試験場所 福島県自治会館八階第八〇二会議室(福島県福島市中町八番一号)

三 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に関係書類を添え、平成二十年三月四日(火)までに知事に提出すること。

四 合格発表

試験合格者については、平成二十年三月三十一日(月)までに福島県報に登載して発表するとともに合格者に通知する。

五 その他

1 試験手数料は千五百円とし、試験手数料に相当する額面の福島県収入証紙を受験願書にはって納めること。

2 試験について不明な点は、所轄の福島県農林事務所農業振興部又は福島県農林水産部生産流通領域園芸振興グループに問い合わせること。
(生産流通領域園芸振興グループ)

公告第六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

岩瀬土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 木船 壽一 須賀川市今泉字町内一四三番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第六十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、平成十九年六月から同年十一月までの間に収去した肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十年二月一日

福島県知事 佐藤雄平

平成19年6月分
(普通肥料)

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査項目	保証票の検査項目	
指定配合肥料	片倉チャックン株式会社大越工場	大豆かすペレット特号	TN、TP、TK	—	—

注

1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るよう必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試験料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は次のとおりである。
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、AL—アルカリ分

平成19年10月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N (%)	水分 (%)
たい肥	大平光正	礫石堆肥	0.6	1.4	0.8	56	97	—	22	65.2	

平成19年11月分
(特殊肥料)

特殊肥料	生産業者、輸入業者又は届出名	検査の結果				備考
		TCu	TZn			

の指定名	は販売業者	(及び商品名)	TN (%)	TP (%)	TK (%)	(mg/ kg)	(mg/ kg)	TCaO (%)	C/N (%)	水分 (%)
たい肥	高野靖夫	高野農場牛ふん 堆肥	0.5	0.3	0.8	3	13	—	21	77.0
たい肥	原田貞則	土里夢	0.6	0.5	1.6	7	39	—	11	78.7

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

(農業総合センター)